

# 社会福祉法人美深育成園

## 定 款

### 第1章 総 則

#### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して、総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行なう。

#### (1) 第1種社会福祉事業

(イ) 児童養護施設 美深育成園の運営

#### (2) 第2種社会福祉事業

(イ) 児童家庭支援センターの運営

#### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人美深育成園という。

#### (経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行なうため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の邁進に努めるものとする。

#### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を北海道中川郡美深町字敷島283番地に置く。

### 第2章 評 議 員

#### (評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上8名以内を置く。

#### (評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行なう。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行なう。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行なう場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その3分の2以上をもって行なう。ただし、外部委員1名は出席し、かつ外部委員の1名が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了、又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- 3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までと、することができる。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対する報酬は無報酬とする。なお、費用弁償分は報酬等に含まれない。

### 第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員は次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実残計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は定時評議員会として、毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合には、臨時評議員会を開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって、行なわなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行なわなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に特定の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから、選出された議事録署名人二名がこれに署名押印する。

## 第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上7名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
  - 3 理事長以外の理事のうち、2名を業務執行理事とすることができる。
    - (1) 2名の業務執行理事は、専務理事1名、常務理事1名とする。
    - (2) 専務理事及び常務理事をもって、社会福祉法第45条の16の第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。業務執行理事の職務分担は次のとおりとする。
  - (1) 専務理事は、入所児童及び利用者に関する事項、養育、人事、総務に関する業務を主として担当する。

(2) 常務理事は、人事、総務、財務、会計、育英会に関する業務を主として担当する。

(3) 担当業務に関する細則は、理事会において定める。

- 3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を、理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事はいつでも、理事及び職員に対して、事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対する報酬については、無報酬とする。なお、費用弁償分は報酬等に含まれない。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置運営する施設の長、他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は次の職務を行なう。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事長の専決事項は、理事会で法人の定款細則に規定する。

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

- 2 決議が可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し押印する。

## 第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の三種とする。

- 2 基本財産は次の各号に掲げる財産をもって構成する。
- (1) 北海道中川郡美深町字敷島279番5所在の児童養護施設美深育成園敷地1筆  
(600.00平方メートル)
  - (2) 北海道中川郡美深町字敷島283番地1所在の児童養護施設美深育成園敷地1筆  
(23,651.88平方メートル)
  - (3) 北海道中川郡美深町字敷島283番地1 所在の木造合金メッキ鋼板葺二階建  
児童養護施設美深育成園寄宿舍 1棟 (延面積 578.59平方メートル)
  - (4) 北海道中川郡美深町字敷島283番地1 所在の木造合金メッキ鋼板葺二階建  
児童養護施設美深育成園寄宿舍 1棟 (延面積 578.59平方メートル)
  - (5) 北海道中川郡美深町字敷島283番地1 所在の木造合金メッキ鋼板葺二階建  
児童養護施設美深育成園寄宿舍 1棟 (延面積 578.59平方メートル)
  - (6) 北海道中川郡美深町字敷島283番地1 所在の木造合金メッキ鋼板葺二階建  
児童養護施設美深育成園寄宿舍 1棟 (延面積 618.33平方メートル)
  - (7) 北海道中川郡美深町字敷島283番地1 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺二階建  
児童養護施設美深育成園児童会館 1棟 (延面積 356.55平方メートル)

- (8) 北海道中川郡美深町字敷島283番地1 所在のコンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺二階建児童養護施設美深育成園職員住宅棟 1棟 (延面積 270.26平方メートル)
  - (9) 北海道中川郡美深町字若松町1番1 所在の児童養護施設美深育成園敷地 1筆 (361.09平方メートル)
  - (10) 北海道中川郡美深町字若松町2番1 所在の児童養護施設美深育成園敷地 1筆 (253.89平方メートル)
  - (11) 北海道中川郡美深町字若松町3番1 所在の児童養護施設美深育成園敷地 1筆 (230.61平方メートル)
  - (12) 北海道中川郡美深町字若松町4番1 所在の児童養護施設美深育成園敷地 1筆 (143.48平方メートル)
  - (13) 北海道中川郡美深町字若松町5番 所在の児童養護施設美深育成園敷地 1筆 (242.29平方メートル)
  - (14) 北海道中川郡美深町字若松町6番4 所在の児童養護施設美深育成園敷地 1筆 (160.65平方メートル)
  - (15) 北海道中川郡美深町字若松町2番地1・1番地1 所在の木造鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺三階建児童養護施設美深育成園園舎棟 1棟 (延面積 357.07平方メートル)
- 3 その他財産は、基本財、公益事業用財産以外の財産とする。
  - 4 公益事業用財産は、第36条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
  - 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、北海道知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には北海道知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行なう施設整備のための資金に対する融資と、併せて行なう同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して、基本財産を担保に供する場合(協調融資に係わる担保に限る。)

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書、収支予算書類については、毎会計年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間、備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
  - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

## 第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるように、支援することなどを目的として、次の事業を行なう。

- (1) 自立援助資金の貸付事業
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

## 第8章 解 散

### (解 散)

第37条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により、解散する。

### (残余財産の帰属)

第38条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行なう学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第9章 定款の変更

### (定款の変更)

第39条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、北海道知事の認可(社会福祉法第45条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係わるものを除く。)を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係わる定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を北海道知事に届け出なければならない。

## 第10章 公告の方法その他

### (公告の方法)

第40条 この法人の公告は、社会福祉法人美深育成園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行なう。

### (施行細則)

第41条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

### 附 則

この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行なうものとする。

理事長	松浦 カツ	理事	久富 熊雄
理事	藤守 徳義	理事	後藤 倫
理事	小田島 虎男	理事	澤井 早苗
理事	藤原 政明		
理事	木戸 みどり	監事	岡崎 新十郎
理事	木下 勇次郎	監事	鶴羽 常晴

昭和34年 7月10日	設立認可
昭和43年 2月26日	一部変更認可
昭和49年 6月 7日	一部変更認可
昭和51年12月13日	一部変更認可
昭和53年 7月19日	一部変更認可
昭和56年11月 5日	一部変更認可



昭和61年 8月 7日	変更届受理
昭和62年 9月18日	一部変更認可
平成 元年 5月23日	一部変更認可
平成 6年 2月 7日	一部変更認可
平成 9年 9月10日	一部変更認可
平成10年 7月13日	一部変更認可
平成10年10月19日	変更届受理
平成13年 5月 8日	変更届受理
平成13年 7月31日	一部変更認可
平成15年 4月24日	一部変更認可
平成15年10月14日	変更届受理
平成17年 6月10日	一部変更認可
平成17年10月31日	一部変更認可
平成19年 4月 1日	一部変更認可
平成22年10月29日	一部変更認可
平成24年 2月14日	一部変更
平成25年 3月25日	一部変更
平成26年 7月26日	一部変更認可
平成27年 5月 7日	一部変更認可
平成29年 1月23日	一部変更認可
平成29年 4月 1日	施行